配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する意見募集結果の概要

平成 19 年 1 月 29 日 内閣府男女共同参画局

## 1.概要

配偶者暴力防止法及び関連する施策について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1)意見募集期間:平成18年11月22日(水)から12月15日(金)
- (2)告知方法 :ホームページ(電子政府の総合窓口、内閣府男女共同参画局)、男女共同参画局情報メール、記者公表での配付等
- (3)意見提出方法:電子メール、ファックス又は郵送のいずれか

## 2.提出件数

399名の個人、67団体、不明2から意見が寄せられた。

## 3 . 意見の概要等

「配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する課題」の各項目別の意見数は以下のとおり。

(意見件数)

		(思兄什奴 <i>)</i>
货	R護命令関係	5 9 2
1	保護命令の対象となる配偶者からの暴力に脅迫行為等の精神的暴力も加えることについて	
2	接近禁止命令により禁止される行為に電話等による接触も加えることについて	
3	保護命令の対象を親族等に拡大することについて	
4	緊急保護命令の創設	
5	被害者の実情による退去命令期間の設定	
6	接近禁止命令の延長	
7	配偶者暴力相談支援センターに対する保護命令発令の通知	
8	保護命令申立費用の減免制度の創設	
9	その他	
初	要害者の保護・自立支援関係 アルファイン アンファイン アンス・アンファイス アンファイン アンス アンファイン アンファン アンファイン アンファン	1,055
1	自立支援の充実等	
2	自立支援のための調整機能の充実及び関係機関の連携・協力の強化	
3	広域対応	
4	外国人、障害者、高齢者である被害者の保護	
5	警察等の積極的な介入・対応	

6	子供に対する支援体制の充実	
<b>Z</b>	2個者暴力相談支援センター等関係	1 2 6
1	婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいても、一時保護或いは一時保護委託権限を持つ	ことについ
2	<u>て</u> 婦人相談所の体制等	
3	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に対する支援	
4		
E	民間の団体に対する援助・連携関係	197
1	民間の団体に対する財政的援助等の支援(民間の資金の活用促進を含む)	
2	民間の団体との連携	
t.	<b>口害者に対する対策関係</b>	4 3 9
1	加害者更生	
2	その他の加害者に対する対策(予防啓発、退去命令後、面接権の制限)	
3	配偶者からの暴力に係る犯罪に適正に対処するための施策の推進(実務面・制度面、刑罰の多様化の 係等)	検討との関
Ī	関係法・制度間の連携関係	1 3 6
1	ストーカー規制法、児童福祉法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法との役割分担の整理及び連携	
2	児童扶養手当、母子寡婦福祉、生活保護制度の見直し	
3	その他	
2	その他	2 3 0
1	研修の充実及び人材の養成	
2	広報の充実	
3	売春防止法と配偶者暴力防止対策との関係の整理	
4	被害者としての子供の位置付け及び子供に対する影響(長期的な影響も含む)	
その作	也(検討課題項目以外)	3 7 3

## 配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する意見募集結果の概要

内閣府男女共同参画局

寄せられた意見については、取りまとめの都合上、内閣府男女共同参画局において要約を行った。要約した意見の概要は以下のとおり。

項目	意見の概要
保護命令関係	
1 保護命令の対象となる	精神的な暴力により、心理的監禁状態に陥り、心身の状態を悪化させて動けなくなっている被害者が多い。
配偶者からの暴力に脅迫	保護命令の対象となる配偶者からの暴力に脅迫行為等の精神的暴力も加えてほしい。精神的暴力で支配された女性
行為等の精神的暴力も加	たちの心理的影響は、想像以上にひどく、回復が大変である。その恐怖は、身体的暴力以上のものがある。
えることについて	身体的な暴力だけでなく、暴言・罵詈雑言等の精神的な暴力や性行為の強要等による性的暴力は、被害者の心身に
	重大な影響を引き起こすことから、暴力の内容は広く捉えるべきである。一方で、保護命令には刑事罰が科される
	可能性があることも考慮し、生命、身体、自由、名誉を侵害し、又は刑法上の暴行、傷害、強姦、強制わいせつ、
	脅迫、強要、逮捕監禁、名誉毀損、侮辱に該当する行為を『暴力』と定義し、保護命令の対象とすべきである。
	配偶者暴力防止法が知られるようになり、身体的暴力を振るわず脅迫をする者が多くなっている。精神的暴力も保
	護命令の対象にしてほしい。
	身体的暴力、性的暴力、経済的暴力等、あらゆる手段と暴力を使って相手を支配しようとするのが、DVの特質で
	あることを考えると、どの暴力に対しても精神的暴力は関わりを持っており、必然的に適用の範囲に含むことにな
	ると考える。
	保護命令の対象となるDVに精神的暴力を加えることに反対する。
	精神的暴力は、被害が見えにくいが、その影響は物理的暴力と同じで、母子に対して長い期間影響を残す。子供は
	小学校3年生になっても毎晩おねしょをしていた。大人の男の人は怒るもの、怒鳴るものと信じていて、心の傷は
	癒えないままである。精神的に不安定になり、深刻な後遺症が残っている。傷ついている母子の負担を少しでも軽
	くし、子供の健全な育成をはかるために、精神的暴力も保護命令ができるよう強く希望する。

項目	意見の概要
	日常的に、DVを体験している子供たちは、おびえ、学校でも精神的に不安定で、学ぶ姿勢にも悪い影響がでてい
	る。保護命令の適用範囲に精神的な暴力も入れて、おびえている子供たちが安心して暮らし、学べるように守って
	ほしい。
	精神的な暴力もDVに含める点は賛同できる。ただ、何をもって精神的暴力とするかは慎重な議論が必要である。
	明確な犯罪行為に限り含め、その他は他の法律で対応すべき。
2 接近禁止命令により禁	電話、ファックス、メールによる脅迫行為も保護命令の対象に加えてほしい。
止される行為に電話等に	諸外国の例にもあるとおり、電話、ファックス、メールによる接近は重大な脅迫行為であり、日本でも導入すべき。
よる接触も加えることに	保護命令制度の目的について「被害者の安全で平穏な生活を確保すること」と考えるべきところ、加害者からの電
ついて	話やファックス、メール等は加害者の暴力にさらされてきた被害者にとって、強い心理的な圧迫となるとともに、
	被害者に非常に不安感を抱かせ、恐怖に陥れる行為であって、被害者の安全で平穏な生活を害する。従って、これ
	らの行為についても、接近禁止命令の内容に加え、禁止することができるようにすべき。
	接近禁止命令により禁止される行為に電話やファックス等による接触を加えることに反対する。
	ファックス、メールによる脅かし、いやがらせは、それが被害者にどれだけ精神的ダメージを与えるかを、加害者
	は知っているからこそ行っている。ストーカー規制法違反で相手への警告が警察からなされるとしても、報復を恐
	れなければならない。
	接近禁止の範囲に電話、メール等の嫌がらせも入れてほしい。現状では、ストーカー規制法が適用できるため、保
	護命令の対象にする必要がないとのことであるが、保護命令は裁判所、ストーカー規制法は公安委員会と、申立先
	が異なり、扱いも異なるため、両法律を利用するとなると、被害者の物的心的負担は大きくなる。
3 保護命令の対象を親族	保護命令の対象を親族等にまで広げてほしい。実家にも近づけず、友人にも頼れないため、被害者は厳しい選択を
等に拡大することについ	迫られる。せっかく避難しても、実家の親族に危害が及ぶと、被害者と親族の関係も悪くなり、被害者は精神的に
て	追い込まれ、加害者の住む家へ戻ってしまうケースもある。
	保護命令の対象を同居していない子供、年齢の高い子供、親族、友人、知人、支援者、相談員、弁護士等まで広げ
	てほしい。
	保護命令の対象に被害者と一緒に避難している親や18歳を超えた子どもも加えるべき。避難しなければならない
	状態は、すでに被害当事者と言ってよい状態である。
	保護命令の対象を親族等に拡大することに反対である。

項目	意見の概要
	保護命令制度の目的は「被害者の安全で平穏な生活を確保すること」にあるところ、加害者が親族へ接近することにより、「被害者の安全で平穏な生活」が害されることは明らか。2003年7月には東京で接近命令を出されていた加害者が妻の友人を刺殺する事件、同年4月には新潟で加害者が被害者である妻の弁護士の事務所へ侵入し、灯油をまいた上で職員1人を監禁し、籠城する事件、千葉では、加害者が被害者である妻の代理人弁護士を事務所外で待ち伏せ、刃物で斬りつける事件が起きている。被害者が指定する友人・知人や支援者、弁護士等も含めるべき。支援者は、自らも加害者から暴力や脅迫を受ける危険がある状況で日々支援活動を行っており、実際に被害にあった者もいる。自分の身の安全も保障されない状態で被害者を支援することには大変なストレスがある。そういったストレスや暴力によって支援活動が後退することはDV被害者にとっても大きなマイナスとなる。保護命令の対象に支援者も含めてほしい。
4 緊急保護命令の創設	ない。親族への保護命令を認め、被害者・親族を更なる被害から守ってほしい。  緊急保護命令を創設すべきと考える。  加害者から離れた時が、被害者にとって一番不安と恐怖にさらされる。アメリカのように申請したその日のうちに出るシステムがぜひほしい。  避難後、緊急保護命令の措置が可能となれば、被害者は避難する勇気を促され、いたずらに危険状態にさらされ続けることを免れやすくなる。避難することには、予想を遥かに超える勇気とパワーが必要であることをご理解願いたい。  緊急保護命令の創設に反対する。  24時間以内に保護命令が出せるしくみを作るべき。
5 被害者の実情による退 去命令期間の設定	被害者の実情により退去命令期間を設定してほしい。 被害当事者の持ち家やその親族の住居においてのDVについては、加害者の退去を二ヶ月ではなく恒久的に命じられる制度を要望する。保護命令が出ても、自分が数代受け継いだ実家や、自分が購入した持ち家に入り込んだ加害者を排除できずに、被害者側が逃げまどう暮らしをせざるを得ない現状はおかしい。 退去期間が2ヶ月であるため発令されにくくなっている。被害者の実情に合わせて、短期間でもどんどん出せる方が有効である。警察が立ち会ってくれるので、荷物を取ってくるだけなら2週間でよい場合もある。 退去命令は財産権を侵害する措置なので、期間は2ヶ月から2週間に戻すべき。退去命令の再度の申し立ても禁止すべき。2ヶ月は長すぎ、男性の自殺・失職を招くこともある。

項目	意見の概要
6 接近禁止命令の延長	被害者が必要なだけ接近禁止命令の期間を延長できるようにしてほしい。更新手続きに伴う負担が大きい。
	期限切れの後の再接近に、一段と恐怖感を感じている。
	接近禁止命令は法的解決、自立の困難さを考慮すると最低1年必要。
	離婚成立まで延長できれば安心して裁判に立ち向かえる。
	裁判所が接近禁止命令の更新を限りなく認めて、父と子の関係を切断しないようにすべき。
7 配偶者暴力相談支援セ	配偶者暴力相談支援センターに対する保護命令発令の通知がなされるようにすべき。
ンターに対する保護命令	配偶者暴力相談支援センターへの発令通知は必要。配偶者暴力相談支援センターが被害者の安全を確保し、自立支
発令の通知	援を充実させるためのワンストップ窓口として役割を果たすべき。
	配偶者暴力相談支援センターに対する保護命令発令の通知は必要ない。
	加害者から離れるため転居している場合もあるので、連絡先・送達先を確認する体制を確保する必要がある。
8 保護命令申立費用の減	申し立ての費用や手間を軽減(免除)してほしい。
免制度の創設	ほとんどの人は何も持たない状態で保護を求めてくる。あるいは加害者に金銭を持たせてもらえない被害者もい
免制度の創設	る。現在の保護命令申立費用の工面は大変なので、加害者側に請求、または免除してもらえる事ができないか。
	保護命令申し立て費用の減免制度の創設は必要ない。
9 その他	母親と子供が離れて暮らすことがあるため、接近禁止の申請を子供単独でも申し立てられるようにしてほしい。子
	供もDVの被害当事者である。
	退去命令が発令されても、相手方が申立人の所有物を処分したり、家具等を破損してしまう事も多く、退去命令の
	意味が無いことも現状としてあるため、所有物の処分や物の破損を禁ずる文言を加えてもらいたい。
	保護命令の対象を、配偶者だけでなく恋人に拡大すべき。ストーカー規制法ではなかなか対応してもらえない。
	保護命令の発令にあたり審査が不充分。婦人相談所・警察・裁判所のいずれでも十分な吟味がなされず誤った命令
	が発令されている。虚偽の申し立てに対する罰則を強化すべき。また、申立人だけなく両当事者から意見を聴いて
	判断するよう法律を改正すべき。
	保護命令申立書は、もっと簡単な書面で全国統一の様式にすべき。また、外国人でも簡単に申請できるものでなけ
	ればならない。
	保護命令が、予防的なものであるという特殊性があるのであれば、子供への危害を防げるように、子供単独でも発
	令できるようにしてほしい。

項目	意見の概要
	保護命令発令は加害者に対するものであるため、加害者の親・きょうだい等が接近し、脅したり子供を連れ戻そう
	としたりすることもある。加害者の親族に対しての接近禁止命令を加えてもらいたい。
被害者の保護・自立支持	爰関係
1 自立支援の充実等	過酷なDVを受けている場合、精神的不安定から自分の子供への虐待など二次被害の可能性が高くなるため、生活
	の場を確保すると同時に何回かは無料もしくは低料金でカウンセリングを受けられるような保護をしてほしい。
	DV被害者の保護・自立支援については、多くが緊急かつ生命に直結する問題であることから「24時間体制」の
	機関が必要。配偶者暴力相談支援センターは24時間簡単にかけこめる場所であってほしい。
	配偶者暴力相談支援センターは支援ケースワークができていないことが多い。あらためて被害者支援として最低限
	行政側が行うべきことと理念について、具体的に明記して共有化してほしい。なお支援の当面のゴールは、「自立」
	でなく、「安全な生活再建」と明記してもらいたい。
	自立支援の施策の充実のためには、一時保護期間を延長できるものとすべき。精神的な安定と、自立するための就
	労先や施設を探すには、時間がかかる。
	保護施設が全国的に配置され、非常の場合はすかさず避難できるよう財政支援を強化してほしい。
	DVを主たる理由とする離婚については、財産分与・養育費を確保するための特別の制度を設けるなど、被害者保
	護策を新設してほしい。恐怖におびえて逃げている状況にあり、正式に慰謝料や財産分与などを請求しにくい。
	DVの目撃(見る・聞く・気配を感じるなど)は、子供の成長に深刻な影響を与えている。被害者の早期保護・自
	立支援が早急に必要。
	被害者の自立支援への貸付金制度を作るべき。DV被害者が最低限の文化的生活を送る権利を侵害されていること
	を重く受け止めるべき。
	就業支援につながる、職業訓練、研修の実施、就職情報の提供をしてほしい。
	資格取得のため学校へ通うための奨学金制度を創設してほしい。
	配偶者暴力防止法にまつわる援助体制において、いわゆるフェミニスト・カウンセラーを排除し、専門家としての
	被害当事者がどこで支援を求めても同様の支援を受けられるようにしてほしい。警察、福祉事務所など、地域によって対応にバラツキがありすぎるのが現状。国の責任(予算)により、行政機関に専門の職員を配置、教育する必要がある。
	被害者の生活再建のための道筋がみえないと、暴力から逃れることをためらわせることになる。必要な自立支援策

について内容をはっきりと示し、全国統一の最低基準を確保できるようにすべき。

項目	意見の概要
	地域間格差を解消するため、基本計画における数値目標の設定等が求められる。
	女性から男性へのDVも存在する。男性を対象とした相談窓口、一時保護体制を整備するべき。現在施設で保護できるのは女性のみであり、これでは男女平等とは言い難い。
	DVから逃れた後の被害者の回復が、十分施策に盛り込まれていない。特に長期のトラウマカウンセリングについ
	て、明文化してほしい。まずは実効ある回復プログラムの研究の機会を保証してほしい。
	公的身元保証人制度の創設(民間住宅入居、就職に際して)をしてほしい。
	緊急時の医療費対応等、必要とされる自立支援施策の内容を明文化し、最低限の施策水準を全国的に確保すべき。
	住民登録の有無・離婚の成否等にかかわらず、公営住宅入居、保育所入所、児童の健康診断・予防接種ができるよう弾力的に行ってほしい。
	事実関係認定後は加害者側に被害の賠償責任が発生するものとし、それがかなわない場合は公的支援が得られるよ
	うにするという経済的な保障の方策も必要。
	長期にわたって自立に向けての準備が出来るステップハウスが必要。ステップハウスの設置を制度化してほしい。
	ハローワークにDV担当相談員を配置してほしい。
	一時保護を受けずに、家を出て自立しようとする被害者が大勢いる。このような人たちも住居の確保、就業支援、
	子供のケアなど必要としている支援は同様。一時保護を支援の条件としないでほしい。
	DV被害者であることの証明を福祉事務所や警察でもできるようにしてほしい。
	女性センターなど、DV被害者の利用する機関には、必ず、サバイバーを配置し、ピアカウンセリングの場を作っ
	てほしい。 D V 被害者の就労援助のひとつになると思う。
	被害者の心身の傷が癒えるまで、人の基本的な生活である衣食住を保証することが重要。
	配偶者暴力相談支援センターや一時保護施設の設置基準を明確にし、地域間格差がないよう国の基準を示すべき。
	全国どこへ逃げても同等の支援が受けられるよう各自治体が財政措置を取るよう法改正をお願いしたい。また、全
	国一定の水準確保のために、ホームページで具体的な施策の事例紹介をしてほしい
	居所がもれることがあるので、住民票、戸籍、所得証明書等については、公的センターを定め、そこを経由して取
	り寄せられるようにしてほしい。
	扶養照会によって身の危険にさらされることのないよう取り扱いに注意する旨を周知徹底すべき。
	│住民票の要件のため、サービスが受けられない人が無数にいる。マニュアルを自治体に義務付けるべき。

項目	意見の概要
	別居・離婚後に住居を突き止められないようにするため、加害者だけでなく「親族(被害者側を含む)」にも住民
	票の閲覧制限の範囲を拡大すべき。
	加害者が弁護士を使って戸籍の附票や外国人登録を入手することにより居住地が加害者に分かってしまう。
	住民票と同じように、外国人登録を移さなくてもスムーズに生活保護や国民健康保険、保育園の申し込みができる
	ようにしてほしい。
	│国及び地方公共団体が、職務関係者に対する研修実施の義務にとどまらず、被害者の自立支援提供までを行う義務 │があることを明文化すべき。
	DV冤罪が発生しているのに被害者の自立支援などもってのほか。「自立」より「家族修復」に重点を置いた支援
	に転換すべき。
2 自立支援のための調整	
機能の充実及び関係機関	立支援センター職員とのケースカンファレンスを制度化する。
の連携・協力の強化	情報提供だけでは、行動できない被害者が多くおり、同行支援が必要。また被害者と弁護士の橋渡しや調整役が必
	要。
	各自治体に自立支援コーディネート機能を担う中心機関が必要。相談窓口のワンストップ方式を確立し、D V 相談
	員を配置すべき。経済面や就労状況、心身の健康について、安全確保の方策、子供の学校や保育園での様子など、
	多方面にわたって当事者母子についての状況を継続的に詳しく把握し、それをもとに適切な支援がなされる必要が
	ある。
	配偶者暴力相談支援センターにワンストップ方式の自立支援コーディネート機能を付加すべき。
	一時保護に際して、捜索願の不受理、住民票非開示、健康保険の手続など一括してできるようにしてほしい。
3 広域対応	DV加害者が居住する市区町村のシェルターや保護施設の場合、見つかる確率が高く、危険度が増す。市区町村を
	越えて保護を行う連携を確立してほしい。
	全国で同じ対応ができるようにルールを作り、都道府県が調整することを明記する。また、移送費等の必要予算を
	計上すべき。
	広域入所そのものを拒否する自治体の姿勢をはじめ、是正すべき地域格差に対して、国が最大限の役割を発揮すべ
	き。
	生活保護の適用を含め全国統一の手続きを国が定め、必要予算を計上すべき。
4 外国人、障害者、高齢	ビザの書き換えを加害者がさせない場合が多いので、「国籍、在留資格を問わず」と明文化してほしい。

項目	意見の概要
者である被害者の保護	在留資格のない被害者が、保護を求めたら入管法違反により逮捕された事例、生活保護などの福祉制度の適用が受
	けられないなどの事例が後を絶たない。在留資格の回復(審査期間の短縮等)、社会保障制度の適用などの見直し
	が必要。
	DV被害者が警察に保護を求めてきた場合は、在留資格がなくても保護を優先させ、さらに在留資格の付与が必要。
	制度の整備が早急になされるよう、お願いしたい。
	外国人、障害者、高齢者である被害者は一人で逃げ出しにくいので、保護する体制をNPO等と連携し整備する。
	また、一時保護終了後の地域生活の中で精神的なバランスを崩してしまうことがあるので、自立支援にあたっては、
	相談業務にとどまらず、居場所作り、訪問活動等の継続した支援が必要。
	高齢のDV被害者が緊急保護の後は高齢者施設利用が必要となるが、断られることが少なくない。「単身であるこ
	と」、「住民票を移すこと」等の条件を付けられると利用できない。
	障害を持つ子供がいる人、高齢者の介護にあたっている人は、現在住んでいる場所から逃れられないため、暴力か
	ら身を守れない現状にある。一刻も早く改善する必要がある。
	点字の対応を徹底すべき。
	聴覚に障害を持つ者が相談しやすい環境を整備するため、手話通訳者派遣制度を充実するとともに、育成・養成を
	行う団体等に対し財政を含めた支援を行うべき。
	高齢者に対するDVに対しては、包括支援センターなど地域の高齢者支援資源を活用し、潜在的なDVの掘り起こ
	しを図るべき。
	言葉の壁により相談機会を失することがないよう、少数言語通訳者の充実を図るべき。
	法テラスのコールセンターは英語だけでなく、7~10カ国語の対応ができるようにしてほしい。
	母国語で相談できるように、通訳者派遣制度を。病院・裁判所等へ同行する通訳を確保してほしい。
	専門知識や経験を持つ民間団体との協力・委託による移住女性のための全国的な多言語DVホットラインの開設が
	急がれる。
	保護命令申し立てに関わる書類を各言語に翻訳してほしい。
	日本語能力の不足が就業の障害となることがあるので、自立支援には日本語学習支援を組み込むなど外国人特有の
	問題にも配慮してほしい。
	外国人の保護は、外国人不法滞在を不問に付す結果につながり、入管政策と矛盾するので反対。不法残留の外国人
	女性は、緊急保護が終了したら帰国させるべき。

項目	意見の概要
	国際結婚紹介業者を通じて結婚し、DV被害に遭うケースが少なくない。繰り返し外国人女性と結婚する加害者が
	いるなど、DVの温床になっている。法的規制を考えてほしい。
	出生届の提出ができなかったために無国籍の子供について、医療受給権を確立してほしい。
	外国人女性がDV被害にあっても、日本人の配偶者としての在留資格を更新するためには暴力に耐えて同居せざる
	をえない状況にある。このことは、外国人被害者に対するDVを潜在化させる原因の一つである。DV被害者が在
	留資格の更新をする場合には、加害者たる日本人(又は永住者)の協力が得られないことを疎明することを条件と
	して、被害者のみの申請を認めるべき。日本人(又は永住者)が身元保証人となることや年収証明を不要とするな
	どの入管法上の運用の改善をすべきである。
	外国籍被害者が利用できるステップハウスが必要。
5 警察等の積極的な介	女性に対する性暴力解決案として、アメリカカリフォルニア州法の実践を見習ってもらいたい。警察も民事介入を
入・対応	うまく実践し、かなりのケースにおいて、男女間の暴力沙汰が解決している。また市民からも概ね好評で支持され
	ており、法律の種類も現場対応ができるように作られている。
	警察の積極的な介入がもっとできる形にしてほしい。警察の初期対応がDV根絶に大きく影響する。
	被害女性の意思にかかわらず、配偶者からの暴力が行われていると認められる時には警察は義務的逮捕ができるよ
	うにしてほしい。告訴するか、保護命令を申し立てるかについて警察が被害者に判断をせまる状況がある。安心し
	て被害を訴えられる環境が整備されていない現状で被害者に判断をゆだねるのは、公正でない。
	各警察署に女性警官を配置してほしい。
	県によって警察の対応が異なる実態がある。
	保護命令違反は必ず逮捕してほしい。
	援助申出制度になってから、捜索願不受理の手続に労力がかかり、行いづらくなっている。
	医療関係者の通報を義務付けるべき。
	身体的な外傷やそれが疑われるような外傷で、被害者から求められた場合は、診断書の作成を義務付けてほしい。
	問診票にDVのことを尋ねる項目を入れることを義務付けてほしい。
6 子供に対する支援体制	DV被害者および子供の支援を行っているが、子供たちとの関わりの中で、彼らがDVの影響を深刻に受けている
の充実	ことを感じる。ある子は人を殺す絵を描き、ある子は小さな妹を大声でののしり、そして大人に暴力を振るう子も
	いる。自尊感情が低いため、学校生活においていじめの対象になっている子もいる。将来を担う子供たちを暴力被
	害およびその影響から守ることは何よりも重要である。

項目	意見の概要
	成人した子の身を守る条文を加えてほしい。就職時の住民票の問題や、実質選挙権がないという問題がある。加害
	者である父親の意向次第で人生の決定事項が左右され、自立が妨げられている。
	中学生以上の男子のシェルター入居が難しいことで、子供を連れて出ることをあきらめる人もいる。
	小学校転校手続きに1ヶ月近くも待たされた例がある。また、保育園に入所できないため、加害者の元を離れる決
	意がつかない女性も多い。
	大人側の意向のみで解決が図られることで、心が大きく傷つき、大人や家族への不信感を抱く子供たちがいる。保
	護命令や面接権の行使にあたっては、子供の意見を尊重することが重要。
	子供の心の傷つきのケアを強制的にでもするべき。DVが地域、学校でのいじめ、モラルハラスメントとして広が
	っている。
	DV法は子どもを不幸にする。子供は両親がともに好きであり、夫と妻と子供を合わせて、話し合いをするシステ
	ムをつくるべき。母親と二人だけの生活では子供は幸せにならない。
	教育委員会、学校、幼稚園、保育所は子供への保護命令に対応できる体制を作るべき。
	子供のシェルターの開設等、独立した被害当事者としての支援措置が必要。
	学校・園に対し、家庭にDV問題を抱える子供の把握を勧奨してほしい。
	一見何ら問題を抱えていないように見える子供も、暴力の影響が表面化していないだけで、表出できない分、深刻
	な問題を抱えているように思う。子供へのケアは、問題を起こす子供や、健康に障害を起こした子だけを対象とせ
	ず、すべての子を対象にケアプログラムを実施できるようにすべき。
	置いてきた子供に対する支援態勢を。加害者による虐待や殺人事件も起きている。
	暴力を目の当たりにした子供のために学校にスクールカウンセラーやボランティアの配置をすべき。
	学校の転校手続きや学用品の用意がすみやかになされ、子供の教育を受ける権利が侵害されないような施策の充実
	を望む。
	一時保護された子供のうち、児童相談所に入った子供には学習の機会があり、登校したという実績が与えられるが、
	配偶者暴力相談支援センターに保護された子供に対しては、教育の機会もなく欠席扱いなので、教育の機会を工夫
	すべき。
	教育関係者は、DVによる心的外傷を負った子供(問題行動等から見出される)を早期発見し、適切な支援が行え
	るように関係機関につないでほしい。

項目	意見の概要	
配偶者暴力相談支援セン	配偶者暴力相談支援センター等関係	
1 婦人相談所以外の配偶	婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいても、一時保護或いは一時保護委託権限を持たせる必要があ	
者暴力相談支援センター	<b>వ</b> 。	
においても、一時保護或	配偶者暴力相談支援センターに一時保護或いは一時保護委託権限を与える必要はない。配偶者暴力相談支援センタ	
いは一時保護委託権限を	ーは「家族修復」のための助言と援助、相談を第一の業務とするよう法改正すべき。	
持つことについて		
2 婦人相談所の体制等	婦人相談所の婦人相談員は正規職員とし、全国同一のレベルになるように、人口割合に応じた職員数の配置基準を。	
	DV被害当事者を相談員として雇う。看護師・保育士・フェミニストカウンセラーの設置を必須とする。危険なと	
	きは警察要請することを義務づける。	
	公用車を置くことを義務づける。	
	婦人相談員について、現行では「売春防止法」により非常勤と明記されているため、各自治体は非常勤職員として	
	雇用している。児童虐待や精神保健福祉、生活保護などのケースワーカーはほぼ常勤職員でまかなっている。ほと	
	んど機能していない売春防止法にその根拠を求めていることは時代にそぐわず、婦人相談員を「常勤」「専門職」	
	とするべき。人員、設備等を含めて抜本的な機能拡充を予算化しなければ、各都道府県の基本計画は絵に描いた餅	
	で終わってしまう。	
	売春防止法に基づく入所者とDV被害者の保護所を分離するべき。	
	性的マイノリティへの配慮した体制を整えてほしい。	
	市町村に配偶者暴力相談支援センターを設置できるよう、基準を明確にし、予算を付ける。	
3 市町村における配偶者	政令市に設置を義務付ける必要がある。あわせて、専門知識を持ったスタッフを配置できる予算措置が必要。	
暴力相談支援センターの	市町村レベルで一時保護機能と一時保護委託権限を持つ配偶者暴力相談支援センターを設置すべきである。	
設置に対する支援	緊急一時保護の施策を実施する市町村に一時保護に関する権限を付与するなど、継続して実施できるような法的整	
	備、並びに、財源の確保をお願いしたい。	
	配偶者暴力相談支援センターを設置しなくても各市町村に専門相談員や専用相談電話の設置を義務付ければよい。	
	配偶者暴力相談支援センターの看板を掲げることによって、加害者が押し寄せてくる結果につながることから、名	
	称にこだわる必要はないと考える。	

項目	意見の概要
	委任することができるとされても、その費用負担等については大きな課題となる。全国的にすぐにでも取り組んで
	いける体制を構築していくには、厚生労働省の許可を受けることにして、申請により人件費や事業費も国庫補助を
	受けて実施できるようにするべき。
民間の団体に対する援助	り・連携関係
1 民間の団体に対する財	民間シェルターの全国的配置促進と財政支援、セキュリティの充実を図ってほしい。
政的援助等の支援(民間	D V 防止活動を行う民間団体への財政的援助等の支援に反対する。
の資金の活用促進を含	民間のシェルターは、財政難、人材不足で苦しい運営を余儀なくされている。配偶者暴力相談支援センターと委託
む)	契約を結んでいるものの、委託料にたよることはできない。人件費が出ないので、スタッフはボランティアで、交
	通費など持ち出し状態。民間スタッフの数は増えず、仕事の量は増えるという状況が続けば、当事者支援に限界が
	くる。
	配偶者暴力相談支援センターについては、特に財政悪化を口実として、一時保護を受け付けない、受けても2週間
	で必ず退所させる(結果、家に帰らざるをえない)事例が出てきている。避難から少なくとも2週間の間、誰が─ │
	時保護を行っても国の責任として実施機関に対して必ず費用弁償がされるようにすべき。
	民間シェルターの家賃・人件費等経常的な支出について財政支援を明文化すべき。
	民間団体に対する財政的援助等は国も地方自治体も財政状況が極めて厳しいので止めてほしい。財政は歳出削減が
	至上命題である。民間団体はDV防止に関与したいなら、自助努力で自立すべき。
	外国人支援団体への補助金も必要。
	特別交付税によって民間団体支援が取り組まれているが、昨年実績をみると1自治体平均132万円にすぎない。
	特別交付税の活用の徹底と新たな財源措置を地方自治体に対して行うべきである。
	直接民間シェルターに逃げ込んだ場合でも委託料等を保証されるべき。
2 民間の団体との連携	自立支援のうち同行支援などは支援経験の蓄積のある民間団体が行なうことが望ましい。そうしたプログラムや人 材を持つ団体への業務委託という形での連携関係を希望する。
	個人情報の保護に配慮した情報の共有と守秘に関する規定がないため、民間団体と連携ができていない。法にこの点を明文化すること。
	ひとり親等への自立支援事業にDV被害当事者を含め、民間団体へ委託を行うべき。
	DV被害者支援関連機関会議等への民間団体の参画を明文化すべき。マニュアル策定等支援実務の計画過程への参画を明文化すべきである。

項目	意見の概要
- AH	
	DV防止活動を行う民間団体との連携に反対する。
	民間団体と協力し、市民向けの講座を実施するべき。
加害者に対する対策関係	
1 加害者更生	適切なプログラムにより更生を図るとともに、受講を義務付ける法的措置が必要。
	暴力的な一面があっても子供にとっては親であることに変わりはない。不幸にも加害者になってしまった人には更
	生の道を作ってほしい。
	再発を防止するためにも加害者の責任追及と更生プログラムを強化することを求める。
	更生プログラムも含めて、なんらかの処罰があれば、被害者が自分は悪くないと思うことができ、回復の助けにも   なる。
	夫婦間の諍いは例外を除けば、大抵双方に原因や理由がある。更生にしろ予防啓発にしろ、夫婦やパートナーが一緒に取り組めるものでないと意味がない。
	一人の加害者によって、何人もの女性が被害にあっている事実が多い。加害者が加害行動をやめるような、啓発と、 強制的プログラムを実施してほしい。
	加害者プログラムを充実させて、もっと世間に認知されるようにしてほしい。加害者には「自覚、気づき」がない という不幸がある。したがって離婚だけでは問題は解決しない。
	刑務所内・拘置所で加害者更生プログラムを実施すべき。
	アメリカやカナダなどで実施されている更生プログラムを受ける権利や受ける義務、また当事者予備軍に対しては
	受けるために選択肢を与えてほしい。ダイバージョン・プログラム導入は最も望みたいものである。当事者にもそ
	れぞれの思いや感情があるのだからそれぞれの痛み・辛さをケア・サポートしてほしい。罪ばかりを押しつけるだけではDVの解決とはならない。
	DV家庭イコール離婚が良いと考えないでほしい。配偶者暴力防止法、児童虐待防止法もでき、守られる法律もあ
	るようになったのだから、死ぬ生きるのDV家庭から生活の質、子供の教育などの理由で、加害者を更生させたい
	と思っている家族もいると幅広く考えてほしい。
	│プログラムを導入する際には、わが国での実績なり有効性について、公開の場で審議され確認されたものを導入す │べき。離婚は望まないという被害者も少なくない。そんな被害者のための安全策として、加害者対応と加害者支援
	機関との連携が必要。
	被害者が家を出なければならないこと自体が問題であり、加害者が別住居を定めるのを前提として、一時的住居の
	提供と教育プログラムをセットにした施策が考えられるべき。
	大婦が一緒に家族修復に取り組むプログラムを開発すべき。DVの原因は複合的であり、男性だけに原因を求める
	のは間違い。
	│「カウンセリング」でも「治療」でもない教育プログラムを整備するべき。アメリカが強制的に受けさせるプログ │ラムでさえその効果が疑われている。一部の支援団体が行う「癒し」的な方法では加害者は更生せず、被害者安全
	にとって逆効果のケースもあり危険。まず被害者保護、自立支援、その後に加害者更生に取り組むべき。

項目	意見の概要
2 その他の加害者に対す る対策(予防啓発、退去 命令後、面接権の制限)	予防啓発プログラムを早期に作成し、ジェンダーに敏感な視点を位置づけるべき。
	ジェンダーフリーやジェンダーに敏感な視点ではDVは解決できない。そういう考えは撤廃してほしい。 予防啓発プログラムの早期作成を強く求める。具体的な予防、早期発見解決のために、教職員、人権擁護委員、民 生委員、警察官、裁判官などに対して、DVや子供虐待についての理解を深める研修の義務付けが必要。さらに、 学校における男女平等推進にむけた人権教育の徹底を図っていくことが将来を見据えた施策である。
	学校においてデートDVについての予防教育をするべき。国際結婚が進む中、外国籍住民へも同様な啓発策を用意してほしい。
	対児・小児期から若者への、非暴力教育(DV、性暴力の教育)を教育過程に積極的に取り入れる。DVは、若者間のデートDVのみならず、いじめ問題(いじめる側もいじめられる側) さらに、少年犯罪と強く関連した問題である。その教育は法律も含んだ、実際的な知識の教育であること、また参加型などの効果的な方法である事が必要。その実施に対する予算の確保を目指す文言を入れてほしい。
	DV家庭で育った男女が沢山いるところ、つまり刑務所・少年院・鑑別所・児童の保護・自立支援の施設において、DV予防教育を効果的に進めるべき。被害者と加害者の再生産を食い止めるには、上記の部署へ手厚い予算を割くこと。その教育者には、DVに詳しい法律家と、被害者支援の現場体験のある民間の活用を積極的に導入する事を目指してほしい。
	加害者に対し、面接権は制限すべき。子供を通して接触(嫌がらせ)しようとする例が多い。
	退去命令後の面接権の制限には反対である。
	DV事案における面接交渉は、「DV被害者の安全確保」と、「DV加害者であると同時に父親と、子の交流の機会の確保」をどう調整すべきかという、高度に専門的で困難なテーマである。この問題は、法律家のみではなく、心理や福祉など多方面の専門家が、公的な取り組みとして行うべき課題であるが、現在はそのようなシステムがないことに問題を感じている。DV加害者が子供との面接交渉を求めても、少なくとも、母親及び子供との接近禁止命令などまで出された事例では、一定期間、加害者の面接交渉権は何らかの法的規制に服さなければならないと考える。面接交渉は子供の福祉にとって重要であるといわれるが、それは安全な面接交渉であることが大前提であり、子供ないし、子供の監護状況を大きく左右する母親の安全を脅かす可能性がある面接交渉は子供の福祉にとってかえって望ましくないはずである。DV加害者の面接権の制限や、離婚後の面接交渉を援助することを専門に行う公的機関が設置されることを望む。  面接交渉権を行使できないシステムにしてほしい。子供は、再被害に会いやすく、また、子供を通じて被害者や子供をさらにコントロールし、離婚しても、精神的な症状を回復することができない状況にある。
	子供の心身の発育を保障する為にDV加害者である父親と子供の面接については、( 1 8 歳になるまで)基本的に禁止してほしい。
	明確な児童虐待の証拠がない限り、「加害者」とされた父親と子供との十分な面会を保証すべき。

項目	意見の概要
	加害者が面接を強要することは許されない。従って、子供の同意がない場合や、保護命令発令期間等の面接権は制限すべき。子供が受ける精神的虐待についてもっと理解した上で対応を考えるべき。 DV被害の影響を受けている子供に加害者の面接を禁止する、または面接をおこなう場合に、被害者の状況を深く
	考慮した「安全な」システム(=第三者による同行支援や、加害者が被害者の悪口を言って聞かせるなど子供に負荷となるような行為を監視するシステム)を早急に構築してほしい。
	親権、面接交渉や離婚調停に関してDVの場合の特例を制度的に作れないか。
	DV加害者の面接交渉権については、被害者である母子を守る観点から、一定期間の制限が必要。更生プログラム終了後に面接制限を解除する等も考えられる。
	母親が子供を連れて保護を受けることは、父親の親権の否定であり、欧米では誘拐と見なされる。父親の親権は最大限尊重されるようにすべき。また、意思能力があると見なされる8歳以上の子については、「父親の元で暮らしたい」「父親に会いたい」という意思が十分に尊重されるように条文を改正すべき。
	配偶者暴力防止法があるばかりに父親と子供が離されてしまう。共同親権を考えるべき。
	家裁での面接交渉調停において子供から両親の様子を聞く場合、家裁の調査官はDV家庭の子供の精神的状況を熟知してからにしてほしい。子供にDVの様子を話させるのは、精神的にさらにつらい思いをさせ、その後の子供の生活、将来に大きな影響を及ぼす。
	子供の面接権が一方の親の意志で蹂躙されることのないよう、米国のチャイルドコートやスーパーバイズドビジテーションセンターのようなシステムを導入すべき。
	加害者から怒号の電話、窓口への脅しの来訪により業務に支障が出る。加害者に対応する窓口を設置する必要がある。
3 配偶者からの暴力に係	
る犯罪に適正に対処する ための施策の推進(実務	
一 面・制度面、刑罰の多様 化の検討との関係等)	者が逃げ回らなければならないのはおかしい。加害者処罰をしっかり捉え、犯罪として社会化させなければ改善は   ない。
1800 IXIII CONTAINING )	現行法の前提は、被害女性が逃げてその後の支援を構築することだが、被害者が一方的に逃げてすべての資源を失った後の支援には限界がある。加害者逮捕や拘留を積極的に行うような法制度が必要。
	加害者への罰則として、罰金的なものは考えられないか。それをDV被害者の自立支援の財源に充てられないか(DV被害者支援基金)。
	加害者が外国人女性の在留資格の更新に協力せず、オーバーステイになっている場合は、加害者を処罰すべき。

項目	意見の概要
	現行法では加害者への罰則が非常に軽微で、D V 根絶の社会気運形成をゆるめている。加害者は罪を問われず野放しになり、被害者は加害者の再来におびえながら身を隠して生活再建に苦しむという状況は不当である。
	DVを犯罪と捉え執行猶予との交換条件として国の責任において、更生プログラムを実施すること。
	「DV罪」の創設に反対する。DVのすべてが犯罪になるわけではなく、犯罪になるものは刑法で対処すればよい。 一時的に暴力を振るっても、当人に反省を促し、円満に夫婦仲が回復すれば、それに越したことはない。性急な犯 罪事件化は夫婦間の対立を煽るだけである。
関係法・制度間の連携関	<b>引係</b>
1 ストーカー規制法、児 童福祉法、児童虐待防止	ストーカー規制法、児童福祉法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法との役割分担の整理及びこれらの法に該当する当事者については、配偶者暴力相談支援センターに報告を義務付けるべき。
法、高齢者虐待防止法と の役割分担の整理及び連	DVは子供の虐待でもあり、児童虐待防止法との法的連携を図ることが必要。
携	自治体の担当窓口の 1 本化が必要。
	法律の対象に恋人や婚約者からの暴力も含むべき。結婚しているかどうかは関係なく、性行為等を強制されること はあってはいけないことである。就学中の被害者は逃げるために通学を断念せざるを得ず、心身を損なうだけでな くその後の人生にハンデを負うことになる。
	デートDVについての調査研究を行ってほしい。
	女性への暴力を禁止する包括的な「性差別禁止法」「性暴力禁止法」の創設。
2 児童扶養手当、母子寡 婦福祉、生活保護制度の 見直し	法が規定する母子自立支援員による相談、母子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当の受給、保育所入所に関する特別の配慮などを受けられるよう関係法令を改正すべき。
	若くて単身の女性に対しては、生活保護の受給が困難。生活保護を3ヶ月くらいは支給するように制度を変えてほしい。
	自治体ごとに異なるが、ステップハウスが居宅として認められないために、生活保護が出ないということがある。 ステップハウスは中長期的な中間支援施設であり、そこを拠点に就職活動をし、或いは仕事に従事しながら心身の 回復をはかり、社会にスムーズに自立していけることを目標に生活する場である。ステップハウス入居者にも生活 保護が活用されるよう柔軟な対応を願う。
	DVで夫の暴力から命からがら逃げてきた母子が5年間のうちに新しい住まいを見つけ、安定した仕事に付き、お金の心配もなく子供も健やかに育てられる幸せの絵が描けるのでしょうか。児童扶養手当は削減しないでほしい。
	児童扶養手当、母子寡婦福祉、生活保護制度の現在以上の削減は認められない。被害者の視点に立った財政支援が 必要である。

項目	意見の概要
	生活保護支給の円滑な開始。児童扶養手当支給要件の緩和。
	生活保護費の母子加算の維持。
	加害者から離れた直後が一番大変なので、そのときに諸手当が出るようなシステムにしてほしい。
	児童扶養手当の遺棄認定を当事者の実態に合わせ柔軟に対応する。
	保護命令発令、離婚調停中の被害者も児童手当の対象とすべき(世帯主に支給するのではなく)。
	外国人被害者の生活保護適用について、居住地保護とし、費用支弁の73条を適応できるようにしてほしい。
3 その他 	母体保護法:夫からの暴力をうけて離婚の決意をし夫から逃れた場合など、一定の場合には、配偶者の同意がなくても人工妊娠中絶ができるように、第14条第1項第2号及び第2項の範囲を広げる。
	民法:配偶者からの暴力がある場合を、離婚原因として明記する。同様に、DV被害者の連れ子と加害者の養子縁組を、離縁しやすくするために、養親(実親の配偶者)から養子の実親に対し暴力がある場合を離縁の原因として明記する。また、事情によっては加害者の共同親権を、制限することができるようにする。
	人事訴訟法:離婚訴訟、損害賠償請求訴訟等、DV被害者と加害者間の民事訴訟においては、一定の場合には、付添人や遮蔽措置、ビデオリンク方式による当事者本人尋問及び証人尋問制度を取り入れる。
	家事審判法及び同規則:DVの離婚事件については、家事審判法第18条(調停前置主義)第2項を弾力的に運用することとし、裁判所は、DV被害者から調停を経ないで離婚訴訟が提起された場合には、これを同項の「調停に付することを適当でないと認める」事件として扱う運用を原則とする。また、調停について、管轄の問題があるため、DV被害者が避難先でも調停を起こせるように、離婚調停の管轄に、「申立人の住所地」を加える。
その他	
1 研修の充実及び人材の   養成	│緊急時の対応、加害者からの追求など、現場で即決を求められる案件、緊張やストレスが高くなる案件にかかる管 │理職向けの研修をするべき。
	行政機関のDV担当職員、行政各窓口、教育委員会、学校、幼稚園、保育所、人権擁護委員、民生委員、警察官、 裁判官、調停委員、裁判所書記官、医療関係者、福祉関係者などに対して、DV(子供虐待を含む)についての理 解を深める研修を徹底する。まだまだ二次被害が起こっている。行政での危機意識がゼロに近いところもある。
	DVを日常的に経験している子供は、それが当たり前といった感性を刷り込まれていく。精神的にも不安定になり、 攻撃的だったりまたは臆病だったりといった姿が見られ、学校生活でも問題行動を起こすことがある。母子ともに 早く避難させたくてもそのような情報を持っていないことが多い。学校現場にもDVがみられた場合の具体的な対 応方法などの周知を徹底することも重要である。
	警察の生活安全課のみでなく刑事課その他の職員研修を強化する必要がある。

項目	意見の概要
	女性への暴力に関わる通訳者は、通訳能力だけでなく援助者としての資質を備えていないと、二次被害を起こす危険性がある。また加害者から危害を加えられるおそれや、二次受傷することもあるが、十分な身分保証がないため バーンアウトしやすい状況である。全国レベルでの適切な通訳者の養成をすすめ、専門性にふさわしい待遇をしてほしい。
	家族や友人を対象とした支援のしくみに関する講習会を実施する。
	支援者の研修の予算が少ない。スーパービジョンを義務化してほしい。
	DV被害者はすべての科に受診している。早期発見と、被害者への効果的な情報の提供は、DV被害・児童虐待の拡大を止める。DVと児童虐待の対応マニュアルの作成・職員研修を医療機関に推進する必要がある。最低、公的医療機関においては、この事を必須の取り組み事項にすべき。
	相談員の認定制度にまで踏み込んだ質の確保をすること。
	外国人女性被害者に対して偏見がある相談員がいるので、相談員の研修、あるいは人選が重要。興行などの仕事に 従事している女性に対する偏見も払拭すべき。
	外国人・障害者・高齢者の支援に関わっている職員へのDV研修の実施。
	教育委員会のDVへの理解が不十分。子供の接近禁止や保護命令にどう対応すべきか分かっていない教育機関がたくさんある。
	研修では、被害当事者を講師にすること。
	関係職員や民間支援者の個人情報の管理を徹底することも研修すること。
	研修の充実は、男性を敵視するイデオロギーとジェンダーフリー思想の注入を促すことにあるので反対である。
	行政・民間の相談員・支援者のバーンアウト防止のために、専門家のスーパーバイズやカウンセリングを受けられ るようにする。
	関係省庁に女性の人権に関するトレーニングを行うこと。
	教育・保育関係者の研修を充実させて、当事者母子との連絡を密にとれるようにしてほしい。
	ケースワーカーの積極的な支援について研究し、研修するべき。
	司法修習生、医大・看護学校のカリキュラムにDVについて学ぶ機会を取り入れるべき。
	地方公共団体での研修は数値目標を設定し、実施状況を公表する。

項目	意見の概要
	学生、保護者、教育関係者、保健医療機関従事者、各種相談窓口職員にデートDVに関する啓発を行うこと。
2 広報の充実	D V や相談場所について、TVや新聞など多くの人が目にすることができる媒体を通じて広報すること。 D V 防止に関わる広報(支援内容)に関してはできる限り外国語での広報もしてほしい。
	無関心層へさらに意識啓発を行い、弱い立場の女性たちが身体的精神的暴力に脅かされないよう対策を充実してほしい。加害者、被害者ともDVと認識していないのが現状である。
	加害者と別れずにいる被害者も大勢おり、かつ支援を必要としている。別れない被害者への最大の支援は、暴力の 抑止である。そのためには男性からの暴力による女性の支配を社会が非とする共通認識の醸成と、女性の地位の向 上が必要。
	部落の女性、アイヌの女性、在日コリアンの女性などのマイノリティ女性たちへの広報・啓発活動が、きめ細やか になされること。
	実際に被害にあったらどこへ行き、どうしたらよいかを国民に周知し、万が一の時にはすぐに行動できるようにしていく必要がある。相談機関にかかる広報物を公的施設の女性トイレ、スーパーの買い物袋に入れるなど、被害者の手元に確実に渡る方法を実施してほしい。
	加害者の追跡にヒントを与えないように広報には細心の注意を払ってほしい。
	DVが子供に与える影響について啓発をしてほしい。
	精神的な暴力は許されざる人権侵害行為であるという意識を根付かせることが必要。精神的な暴力の例示やガイドラインを作成して広報する。また、許されない精神的暴力の言動を表す新たなネーミングが必要。
	通訳、翻訳の支援により、母国語で相談できることを広報してほしい。
	DVの影響は家族のみならず、社会全体に及ぶものだということを周知する。DVを受けて育った人が、大きくなって家族に暴力をふるったりふるわれたりする、学校でいじめの被害者や加害者になる、犯罪行為を犯すなど、DVは多くの人に関わる重大な社会問題である。暴力をふるったりふるわれたりする人間関係でなく、お互いの信頼を基礎として成立する人間関係が安全な社会を作る。
3 売春防止法と配偶者暴 力防止対策との関係の整 理	売春防止法と配偶者暴力防止対策との関係の整理をすべき。
4 被害者としての子供の 位置付け及び子供に対す る影響(長期的な影響も 含む)	子供を独立した被害当事者として位置づけ、必要な支援措置を講ずるべき。
	子供の虐待だけがクローズアップされ、その内側の恒常的な配偶者間暴力について見落とされやすい。子供だけが別に保護され、根本的解決ができずにさらなる悲劇に終わるケースもある。DV被害者としての子供への支援も配偶者暴力防止法へ取り入れるべき。

項目	意見の概要
	家庭におけるDVの目撃(見る・聞く・気配を感じるなど)は、子供の成長に深刻な影響を与えている。幼稚園や小学校といった集団生活に入ったとき、子供同士のトラブルを叩く・蹴る・かみつくといった攻撃的な形で解決しようとしたり、嘘をつく・大人の機嫌をとるといった服従的な行動をとったりするといった事例がある。また、人を打算的に利用する傾向も見られる。
その他(検討課題項目以外)	
	アメリカのDV裁判所のように保護命令から養育費の取り立てまで一連の支援ができるようになることを望む。
	精神的暴力には、基本的には緊急性がなく「冤罪」の温床となっている。配偶者暴力防止法の対象から外すべき。
	きょうだい等親族からの暴力にも配偶者暴力防止法を適用する。
	家族その他親密な関係にある人によってなされる暴力全体を配偶者暴力防止法の対象とする。
	親族から受ける精神的苦痛からの保護施策も必要。嫁として配偶者の両親や親族から批判的に見られるという辛い 立場に置かれている女性がいる。女性が苦痛であると感じるときに保護を受けることができるようにしてほしい。
	基本計画を市町村にまで義務化し、配偶者暴力防止法の更なる定着を図るべき。
	各地方自治体独自のDV防止条例の策定を促進すること。
	DVに関するテレビ番組・報道等のチェックを実施し、「DVはされる側に問題がある」という発言や暴力的な映像等については、メディア等に指導を行うべき。
	女性に対する暴力の描写は、ドラマや映画、ゲームを見ていて、ときに眼を覆いたくなるものがある。子供を含む誰の眼にもふれる電車の車内広告などの週刊誌の見出しや写真にも、不快を覚える。これらの情報の氾濫がDVに影響していないとはいえない。「防止」の取り組みとして、メディア等の規制について検討してほしい。
	離婚のため配偶者暴力防止法を悪用する事例を見抜く体制を構築すること。また、改正案に法の悪用に対する罰則と冤罪被害者の冤罪対策・冤罪被害者救済も盛り込むべき。
	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を即刻廃止すること。
	女性のDVに誘発されて力のDVになることがある。女性から男性への暴力も取り締まって欲しい。
	被害当事者の意見反映を配偶者暴力防止法に明文化すべき。
	第三者による苦情処理機関を設けるべき。
	DVについての実態調査、保護施設を含む支援機関の実態調査を毎年行い、施策に反映させるべき。
	性的マイノリティの人権を守るためにも、異性愛カップルだけを対象にすべきでない。

項目	意見の概要
	持ち物チェックリストの提示、夫から引き離した妻が夫に連絡することへの禁止、妻の親兄弟への連絡の制限、警察へ行くことの指導等は止めるように。また、夫婦喧嘩は犯罪ではないことを周知徹底すべき。
	プライバシーに敏感なあまり、配偶者の暴力を顕在化させることが難しくなっている。情報を提供する人が躊躇することのないよう情報提供者への配慮を。
	ワシントンのようにDV専門法廷を設置してほしい。
	経済的抑圧もDVに含めるべき。
	殆どの事例は夫婦関係のこじれからくるものであり、人間関係に行政が介入して夫と妻を切り離すことにより、関 係者の傷を深めている。
	この法律では、男性配偶者・子供への人権侵害がまかり通っており、女性からの暴力・子供への虐待に対しては、 十分な対策が取られていない。
	都道府県は市町村の重篤なケース対応、スーパーバイズ機能など専門的な分野の施策確立を行うべき。
	DVの事実の有無について、しかるべき機関が精査する旨を条文に加えてほしい。特に「加害者」とされた方々の言い分を十分に聞いてほしい。真の犯罪行為は刑法で対処し、そうでないものは、すぐに離婚を前提とするのではなく、まずは家族修復を目指し、専門家による家族援助を提供する。分離政策は、一定期間ならば冷却期間としていいかもしれないが、親子の分離については、有害な場合が強く懸念されるので基本的にやめるべき。